

令和元年第4回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和元年12月13日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 松村 亮	6番 伊藤 純	9番 齋藤 正志
2番 新井田 順一	7番 田崎 信二	10番 鈴木 吉信
3番 岩渕 清幸	8番 菊地 正	11番 伊藤 昭一
5番 磯目 泰彦		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	建設課長 菊地 淳一
副町長 矢部 良一	保育所長 佐藤 清子
総務課長 金子 佳弘	教育長 神田 順一
出納室長 杉原 満	教育課長 横井 伸也
町民課長 新井田 理恵	公民館長 天野 美穂
地域振興課長 鈴木 秀文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 船木 慎弥 主 査 鈴木 貴雄

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	議案第94号	専決処分の承認を求めることについて
日程第2	議案第95号	専決処分の承認を求めることについて
日程第3	議案第96号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第4	議案第97号	会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の制定について

- 日程第 5 議案第 98 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 99 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 100 号 柳津町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 101 号 令和元年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第 102 号 令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 103 号 令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 104 号 令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 105 号 令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 13 議案第 106 号 令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 14 議案第 107 号 令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 追加日程第 1 議案第 108 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 議案第 109 号 令和元年度柳津町一般会計補正予算
- 追加日程第 3 議案第 110 号 令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 追加日程第 4 議案第 111 号 令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 追加日程第 5 議案第 112 号 令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 追加日程第 6 議案第 113 号 令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 追加日程第 7 議案第 114 号 令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 追加日程第 8 議案第 115 号 令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 追加日程第 9 議員提出議案第 3 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

て

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

◇

◇

◇

◎議案の審議

○議長

日程第1、議案第94号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第2、議案第95号「専決処分の承認を求めることについて」は、いずれも関連がありますので一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第94号、議案第95号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第94号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和元年度柳津町一般会計補正予算であり、台風19号対応で生じた人件費及びその災害復旧工事に伴う歳入歳出予算の追加補正について専決処分をしたものであります。

次に、議案第95号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算であり、台風19号による災害復旧工事に伴う歳入歳出予算の追加補正について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

おはようございます。

それでは、議案第94号並びに議案第95号につきまして補足してご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

専決第9号でございます。

令和元年度柳津町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳出予算の補正をお願いしたところでございます。歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ47億5,969万5,000円とするものでございます。

なお、本案は、台風19号に伴い災害対応分の10月12・13日、2日分の職員の超過勤務手当、災害査定を受けるための設計委託料、また災害箇所のために除草する手数料、また、10月12・13日に台風19号で発生しました土砂が道路等に滞積したための重機の借上料でございます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、基金繰入金2,500万円でございます。これにつきましては、財政調整基金からの繰入金でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

衛生費、保健衛生費、環境衛生費100万円の増でございます。これにつきましては、簡易水道事業特別会計のほうに繰り出すものでございます。

消防費、消防費、防災費につきましては、245万円の増額でございます。これにつきましては職員手当等でございます。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年農地等災害復旧費312万7,000円の増額でございます。主なものにつきましては、委託料といたしまして新村、猪鼻、琵琶首地区の農地、農用施設におきましての災害査定を受けるための設計委託料でございます。

次に、現年林業施設災害復旧費622万6,000円の増になります。主なものにつきましては、林道大峯線災害査定設計のための委託料370万円でございます。また、使用料及び賃借料としまして225万円、これにつきましては、台風19号発生による災害時の廃土に伴いました重機借上料でございます。

続きまして、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年公共土木災害復旧費でございます。1,512万7,000円の増となります。内訳の主なものといたしましては、役務費といたしまして台風19号の災害査定箇所に伴います除雪の手数料115万円、委託料につきましては公共

土木施設の災害の査定を受けるための設計委託料759万7,000円、使用料及び賃借料といたしまして重機借上代520万円でございます。

予備費、予備費、予備費につきましては、293万円の減額となります。

続いて、13ページをお開きください。

専決第10号でございます。

令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、総額を1億5,512万6,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金として100万円の補正でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で100万円の補正となります。これにつきましては、琵琶首水源導水管の修繕によるものでございます。台風19号による大雨の影響で埋設されていた琵琶首水源からの導水管が露出しまして、今後の大雨や積雪により破損する可能性が高いために補正するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第94号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第95号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第96号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第96号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の整備をするため条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第96号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」補足してご説明を申し上げます。

この案件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い関係する条例につきまして整理するものでございます。

第1条、条例の廃止でございます。柳津町交通教育専門員設置条例、2項でございます柳津町社会教育指導員設置条例につきましては、廃止するものでございます。

第2条から6条までは一部改正になります。

第2条につきましては、一部につきましてその項を改めるものでございます。

第3条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正ということで、第3条の第2項中「第29条に規定する職員以外の全ての」を「他の給与表の適用を受けない全ての」に改めるということで、第29条については次のように改めるものでございます。会計年度任用職員の給与、第29条につきましては、地方公務員法の第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与につきましては、他の職員の給与との権衡を配慮しまして別に条例で定めるということで1項設けたものでございます。

第4条につきましては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条に次の2項を加えるということで、4項目に休職の期間が満了したときにつきましては、職員は当然復職するものであると。ただし、定員に欠員がない場合につきましては、改めて休職することができる。第5項につきましては、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条に規定する育休任期付職員、また、町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましては、職員の適用につきましては「任命権者が定める任期の範囲内」とすると改めるものでございます。

次のページでございます。

第4条第2項に次のただし書きを加えるということで、会計年度任用職員につきましては、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の定めによるものということでございます。

第5条につきましては、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正、第6条につきましては、柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましても同じように会計年度任用職員についても加えるということでございます。

第7条につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、別表第1中の教育委員会委員から同委員を削り、また、社会教育指導員から次のページにあります納税組合長を削るものでございます。

この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第96号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第97号「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第97号「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等について必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第97号「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の制定について」補足して説明を申し上げます。

25ページをお開きください。

この案件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして会計年度

任用職員が導入されることに伴いまして、第1号会計年度任用職員、パートタイム、第2号、フルタイムでございますが、会計年度任用職員を新たに条例を制定するものでございます。

第1条、趣旨でございます。これにつきましては、地方公務員法第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により準用される地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって、法第57条に規定する単純な労務に雇用されるもの以外のものの給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに会計年度技能労務職員の給与の種類及び基準その他必要な事項を定めるものでございます。

第2条でございます。会計年度任用職員の給与ということでございます。会計年度任用職員に支給する給与につきましては、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員につきましては第1号会計年度任用職員ということで、これにつきましてはパートタイム職員でございます。パートタイム職員につきましては、報酬及び期末手当、同項第2号に掲げる職員、第2号会計年度任用職員につきましてはフルタイムの職員でございます。フルタイム職員につきましては、給料、通勤手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とするものでございます。

第3条からにつきましては、パートタイム職員の報酬の内容でございます。第3条から第14条まではパートタイム職員のものでございます。

第3条につきましては、その報酬につきましては、任命権者が予算の範囲内で定める報酬を支給するというものでございます。月額報酬、日額報酬に定めたものでございます。

第4条につきましては、第1号のパートタイム職員の給料の調整額に相当する報酬につきましては、調整額に相当する報酬を支給できるとするものでございます。

第5条のパートタイム職員の報酬の減額につきましては、勤務時間、正規の時間中に勤務をしないときにつきましては、1項の下にございますが、1時間につき勤務時間に当たる報酬額を減額して支給するというものでございます。

次のページでございます。

第6条については、超過勤務手当に相当する報酬、第7条につきましても、同じく休日給に相当する報酬等につきましては100分の125から100分の150までの範囲内で規則で決める割合を乗じまして支給するというものでございます。

第8条につきましては、夜勤手当に関する報酬でございます。これにつきましても、1時間につきということで報酬額に100分の25を乗じた額を夜勤手当に相当する報酬として支給

するものでございます。

第9条につきましては、報酬の端数計算でございます。1円未満の端数を生じた場合につきましては、切り捨てるというようなものでございます。

第10条につきましては、勤務1時間当たりの報酬額の算出額の方法でございます。

第11条につきましては、宿日直に対する報酬につきましても同じように支給するというものでございます。

第12条の報酬の支給方法につきましては、規則で定めるというものになっております。

費用弁償につきましても、第13条につきましては支給をするということでございます。

第14条の職務のために旅行した場合の費用弁償につきましては、公務によるものにつきましては職員等の旅費に関する条例の例によるということでございます。

第15条からフルタイムの職員になります。第2号会計年度任用職員の給料ということで、一般職の常勤職員との権衡を図りまして、その職務の特異性を配慮し、任命権者が予算の範囲内で定める給料を支給するというものでございます。

第16条につきましては、給料の支給等に関するものでございます。

第17条につきましては、会計年度任用職員の期末手当につきましては給与条例適用職員の例によるものでございます。ただし、任期の定めが6月未満の者その他規則で定める者につきましては、期末手当は支給しないとなっております。

休職者の給与につきましては、支給しないようになっております。

第19条でございます。勤務時間につきましては、休息時間を除きまして、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分以内とするものでございます。

第20条につきましては、休暇等でございます。年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、その他介護時間とするものでございます。

第21条につきましては、会計年度技能労務職員の給与の種類、基準、支払方法でございます。これにつきましては、その職務の特殊性を考慮して任命権者が決めるというものでございます。

規則への委任ということで、第22条でございます。その他必要な事項につきましては、規則で定めるということでございます。

この条例につきましては、附則で令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第97号「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第5、議案第98号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第98号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、成年被後見人等に係る欠格事項の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第98号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明申し上げます。

31ページをお開きください。

この条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に伴いまして、欠格事項に関する規定を除外するものでございます。つきましては、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与に関する規定につきましても、以上のように改正するものでございます。

なお、この条例につきましては、附則で令和元年12月14日から施行するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で補足説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第98号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第6、議案第99号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第99号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、成年被後見人等に係る欠格事項の見直しに伴い、所要の改正を行うものでありま

す。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第99号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

34ページをお開きください。

これも、先ほど申しました成年被後見人に係る欠格事項の分についての条例が改正になったものに伴いまして、旅費についても同じように改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第99号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第7、議案第100号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第100号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第100号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

36ページをお開きください。

これにつきましては、第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改めるものでございます。単身児童扶養者につきましては、児童扶養手当の支給を受けている児童のうち父または母のうち現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者が追加になったものでございます。

その下の第36条の2中第8項を第9項とし、それにつきましては条の組みかえでございます。その下にございます7の第1項につきましては、今まで町民税の申告記載内容につきましては簡素化する法律がございました。それに伴いまして、年末調整を受けた方につきましては、その内訳が年末調整での適用が同じ場合につきましてはその内容を記載せずに当該その金額を記載することができるということで、申告書の記載の簡略化ということになったものでございます。

その下の第36条の3の2の見出し中「扶養親族」につきましては、「扶養親族等」ということで追加になったものでございます。これにつきまして、により改めるなどの字句の改正でございます。

その下でございます。第36条の3の3の見出し中「扶養親族」を「扶養親族等」とあるものでございます。これにつきましても、同じように扶養親族等の中に先ほど申しました単身児童扶養者が該当になるものにつきましてその分については記載するように改めたものでござ

ございます。

その下の第36条の下の3号中というものにつきましては、地方税の改正に伴う改正でございます。

次のページをお開きください。

附則でございます。この条例は令和2年1月1日から施行すると。ただし、次の号に上げるものについては定めの日から施行するというので、柳津町の税条例第24条の改正規則及び附則第4条の規定というものでございます。これにつきましては、子供の貧困に対するための措置として、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を個人町民税の非課税措置の対象とするということで追加がございます。これにつきましては、令和3年1月1日から適用になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第100号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 8、議案第101号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 9、議案第102号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第10、議案第103号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第11、議案第104号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第12、議案第105号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第13、議案第106号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第14、議案第107号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第101号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第102号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定並びに施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第103号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第104号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第105号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第106号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第107号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第101号から第107号まで補足してご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第101号「令和元年度柳津町一般会計補正予算（第7号）」でございます。

歳入歳出それぞれ1億1,057万4,000円を追加いたしまして、総額を47億7,126万9,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、第2表の地方債補正をお願いするものでございます。

5ページをお開きください。

地方債補正でございます。

左の上段から、五疊敷大成沢線整備事業費につきましては、補正前につきましては1,350万円の補正でございましたが、1,080万円を増額いたしまして2,430万円に補正するものでございます。

また、公共施設再編事業につきましても、補正前2億6,940万円を4,550万円補正しまして3億1,490万円とするものでございます。

過疎地域自立促進特別事業につきましては、補正前につきましては5,370万円を、860万円ふやしまして6,230万円を補正するものでございます。

独身住宅整備事業につきましては、新たに450万円を補正するものでございます。

補正前につきましては9億7,300万円が、今回の補正6,940万円を増額しまして10億4,240万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金でございます。138万6,000円の減額でございます。これにつきましては、重度心身障害者医療費、日常生活用具費の減額見込みによる国ルール分2分の1の減額でございます。

衛生費国庫負担金、12万5,000円でございます。これにつきましては養育費、養育療養事業の見込みの増によるもので2分の1、国の分で負担増になる見込みでございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金につきましては、18万7,000円の増額になります。これにつきましても、日常生活用具扶助費等の所要増に伴う国分の2分の1でございます。

土木費国庫補助金335万4,000円の減額となります。これにつきましては、道路整備事業補助金につきましては457万7,000円増額になりますが、雪寒機械購入補助金につきましては793万1,000円減額となるものでございます。

国庫支出金、国庫委託金、民生費国庫委託金10万4,000円でございます。これにつきましても、国民年金事務取扱委託料として特別事業分、年金生活者支援給付金のシステム改修によるものでございます。これにつきましては10分の10で入るようになっております。

次のページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、民生費県負担金69万3,000円の減額でございます。これに伴いまして、県として先ほどの重度心身障害者医療分プラスの減額見込み、県の方で4分の1でございますので、そのルール分の減額でございます。

衛生費県負担金6万2,000円、これにつきましては、先ほど申しました療養給付費の事業見込みによりますルール分で4分の1の負担増になるものでございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金でございます。129万2,000円の増額になります。これにつきましては、重度心身障害者の医療費補助金の所要増に伴うものと地域生活支援ということで日常生活用具の扶助費が増加になるものでございます。

農林水産業費県補助金147万8,000円でございます。これにつきましては、森林環境税交付金ということで、重点枠で県産材の利用促進といたしまして町内の施設に木造製品の導入ということで147万8,000円ふえるものでございます。

県支出金、県委託金、総務費県委託金101万1,000円の減額となります。これにつきましては、経済センサスの委託料、また、参議院選挙の委託料につきましても確定による減額でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入でございます。37万円の増額になります。これにつきましては、除雪ドーザ更新に伴いまして除雪ドーザ機械の売払収入でございます。当初120万円でしたが、35万円ふえて157万円になったものでございますので、それに対して補正するものでございます。

繰入金、基金繰入金、基金繰入金でございます。4,520万円の減額となります。これにつきましては、公共施設整備基金の繰入金4,500万円の減額と震災復興基金の20万円の減額でございます。

諸収入、雑入、雑入980万円の減額となります。主な内訳といたしましては、二酸化炭素排出抑制事業の補助金につきましては不採択になったものでございます。1,000万円ほど不採択になったものでございます。また、町イチ！村イチ！ということで出展助成金としまして県の町村会から上限20万円の助成を受けたものでございます。

次のページをお願いいたします。

町債、町債、総務債、土木債でございます。これにつきましては、先ほど地方債の補正で行ったところでございます。総務債につきましては5,410万円、過疎対策事業といたしまして過疎対策特別事業のソフト事業で860万円、公共施設再編事業債として4,550万円でございます。

続いて、土木債でございます。1,530万円の増額となります。辺地対策事業債につきましては、町道五疊敷大成沢線の整備事業債1,080万円、過疎対策事業債としまして独身住宅の事業債で450万円でございます。

続いて、歳出でございます。

12ページをお開きください。

議会費、議会費、議会費につきましては、職員手当等の増加になります。

総務費、総務管理費、一般管理費336万2,000円の増額でございます。報酬につきましては、確定による減額です。職員手当につきましては、勤勉手当、通勤手当の減額がございますが、超過勤務手当として西山中学校改修事業に伴いまして支所地区での公共事業再編事業その他超勤が加算しているということで100万円を増額させていただくものでございます。期末手当につきましては、特別職の27万7,000円を減額するものでございます。共済費につきましても、共済組合負担金等についての増加でございます。続いて、委託料でございます。46万9,000円につきましては、会計年度任用職員の対応システムの改修費でございます。

財政管理費40万3,000円の増加になります。これにつきましては、委託料と同じように、財務会計システムで賃金等の項目を廃止するのに伴うシステム改修費でございます。

企画費22万8,000円につきましては、修繕費でございます。光ケーブルの不良設備を解消するために、軽井沢と五差路のケーブルが切れているということで修繕費でございます。

続いて、次の13ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、町民バス管理費でございます。これにつきましては、一般財源からの地方債の財源の内訳の切りかえでございます。

総務費、徴税費、徴税総務費につきましても、職員等の手当でございます。10万5,000円増額になります。なお、需用費の中で修繕費がございます。庁車修繕費ということで、車の老朽化に伴いまして毎年車検がございまして修繕代がかさんだというものでございます。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費につきましては、勤勉手当の増加でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

総務費、選挙費、選挙管理委員会費につきましては、職員手当等の減額でございます。

町長選挙費115万4,000円の減額となります。これにつきましては、報酬から負担金補助及び交付金につきましては、町長選挙が終わって確定による減額となります。

続いて、その下の参議院議員選挙費89万円の減額になります。これに伴いまして、一番目の報酬から次のページの14番の使用料及び賃借料につきましては、参議院議員選挙費用の確定に伴いましての減額となります。

町議会議員補欠選挙費につきましては、47万8,000円の減額になります。これにつきましても、報酬から負担金補助までにつきまして確定による減額になります。

続いて、16ページをお願いいたします。

総務費、統計調査費、統計調査費8万2,000円の減額になります。報酬と需用費につきましては、統計調査の交付決定による減額になります。また、職員手当につきましては、新たに新規の職員が入りましたのでその所要増になるものでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費33万5,000円の増になります。これにつきましては、給料、職員手当等の増加と繰出金でございます。国保事業繰出金につきましても、人件費分としましての補正を23万2,000円するものでございます。

老人福祉費539万4,000円の増になります。これにつきましては、負担金補助及び交付金として203万円でございます。これは、平成30年度の後期高齢者の療養費の給付金が確定した

ことによりまして、医療費がかかったということで今年度新たに203万円を追加支給するものでございます。繰出金292万円でございます。これにつきましては、介護保険の特別会計繰出金に266万3,000円、後期高齢医療特別会計繰出金に、次のページ右上になりますが、25万7,000円繰り出すものでございます。

国民年金費11万7,000円につきましては、職員手当等とございますが、委託料といたしまして国民生活者の受給に関する給付金に関するシステム改修料ということで10万5,000円の増加になります。

障害者福祉費で6万1,000円の増になります。これにつきましては、扶助費の中で介護給付費が減額という形になりまして、それにかわって重度障害者の支援の補助金、地域生活支援事業費のほうに予算を中で組み替えたものでございます。償還金利子及び割引料でございます。6万1,000円でございます。これにつきましては、重度心身障害者の医療費の償還金でございます。

民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費につきましては、職員手当等で5万2,000円の減額になります。

西山保育所運営費につきましては、22万2,000円の増額になります。これに伴いましては、扶養手当、児童手当等がふえたものでございます。

18ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。50万5,000円の増額になります。これに伴いまして、職員手当につきましては児童手当等がふえ、繰出金につきましても、同じように国保会計施設勘定のほうに40万7,000円繰り出すものでございます。

環境衛生費118万9,000円でございます。これにつきましても、簡易水道事業の特別会計に繰り出すものでございます。

母子保健費39万円、これにつきましては、養育医療費の増に伴うものでございます。

続いて、農林水産業費、農業費、農業委員会費につきましては、職員手当でございます。

農業総務費14万6,000円につきましては、今現在キャリアトラックというものと赤ベコトラックの修繕費が重なったということで修繕費を増加するものでございます。

農業振興費998万5,000円の減額となります。これにつきましては、主なものとしまして委託料で先ほど申しました二酸化炭素排出規制基準の不採択によりまして調査委託料1,000万8,000円が減額となったものでございます。

農地費につきましては、2万1,000円ということで勤勉手当の追加でございます。

続いて、19ページをお開きください。

農林水産業費、農業費、農村総合整備費でございます。これにつきましては222万7,000円の減額となります。これにつきましては、農業集落排水事業特別会計の繰出金222万7,000円を減額するものでございます。

中山間地域等直接支払事業費57万7,000円でございます。これにつきましては、職員等の異動によりまして職員が退職されて参与という形になったもので減額でございます。

農林水産業費、林業費、林業振興費でございます。2万2,000円につきましては、職員手当等のものでございます。また、その中でハンター保険ということで今年度不要だということで減額したものでございます。

林道費3万1,000円につきましては、職員手当でございます。

商工費、商工費、商工振興費でございます。これにつきましては1万8,000円でございます。これにつきましても職員手当になります。

観光費510万7,000円でございます。これにつきましては、職員手当につきましては通勤手当等、住居手当等が増加になったものでございます。

次のページでございます。

旅費と使用料及び賃借料でございます。これにつきましては、福島県主催でバンコクで赤べこの絵付けを体験するというで職員2名の旅費と使用料及び賃借料につきましては高速使用料、また携帯電話の海外のレンタル料、駐車場の使用料でございます。

役務費の水質検査手数料につきましては、大清水の水質検査の手数料でございます。

工事請負費といたしまして、今現在、五疊敷にあります新湯源泉の水位計が故障しております。これに伴いまして、ポンプと一緒に交換した場合に必要ということでポンプが故障した場合と一緒に修繕したいということで上げさせております。

その下の備品購入費でございます。295万8,000円でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように、県産材を利用して下足の棚を7台、町民センターと足湯のほうに設置するものでございます。

土木費、道路橋梁費、道路維持費でございます。これにつきましては、財源の内訳の変更でございます。

道路新設改良費でございます。579万9,000円の増加になります。これに伴いましては、主なものとして委託料として林道大峯線2号橋梁の補修の調査委託料として道路ストック事業ということで160万円の増加になります。工事請負費といたしまして、今現在、橋梁の修繕工事

ということで社総金の事業を使いまして小巻地区にあります穴釜橋と大成沢にあります大谷滝橋、牧沢にあります後沢、栗平橋の修繕費でございます。

次のページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費につきましては、補正が579万9,000円でございますが、一般財源と国庫支出金を使うということで地方債等の財源内訳の変更でございます。

土木費、河川費、河川総務費7,000円の増でございます。これにつきましては、砂防協会の総会で決定されて特別会計として柳津町で事業を行ったものに対しての追加ということで7,000円の負担金の増でございます。

土木費、都市計画費、下水道費13万5,000円につきましては、下水道事業特別会計に繰り出すものでございます。

土木費、住宅費につきましては、一般財源から地方債の財源の内訳の変更でございます。

22ページでございます。

教育費、教育総務費、事務局費につきましては、補正が5万6,000円の減額となります。それにつきましては、給料と職員手当等でございます。補正の財源内訳として、一般財源から地方債へのソフト事業という形の地方債の変更でございます。

教育費、小学校費、西山小学校教育振興費につきましても、同じように一般財源から地方債への財源の変更でございます。

教育費、社会教育費、社会教育総務費34万6,000円の増額でございます。これにつきましては、職員手当、勤勉手当が2名の分ですが見込まれるということでございます。

美術館管理費17万9,000円の減額でございます。これにつきましては、職員手当等の減額でございます。

次の23ページをお願いいたします。

教育費、保健体育費、保健体育総務費30万円の増額でございます。これにつきましては、聖火リレーということで補助金を活用した三島町を中心として聖火リレーを行うわけですが、関係となる町村、柳津町、金山町、昭和村につきまして同じように連携して負担していただきたいということで、30万円増加するものでございます。

学校給食費につきましては、2万2,000円の増額になります。これは職員手当等になります。

続いて、28ページをお開きください。

議案第102号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でござい

ます。

歳入歳出それぞれ2,815万3,000円を追加いたしまして、総額を5億3,717万9,000円とするものでございます。また、施設勘定の総額につきましては、40万7,000円を追加いたしまして総額としまして8,608万円とするものでございます。

33ページをお開きください。

歳入でございます。

県総務費、県補助金、保険給付費等交付金2,785万7,000円でございます。これにつきましては、一般被保険者療養給付費プラス一般の高額医療費が増加しているというものでございます。それに伴いまして県補助金からもらうということでございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金23万2,000円でございます。これにつきましては、給与等ということで人件費等に繰り入れるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、国保制度関係業務準備事業費補助金6万4,000円でございます。これにつきましては、資格管理の連携プラス効率化の促進に伴いましてシステム改修、10分の10補助になります。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費29万6,000円の増額になります。これにつきましては、職員手当と人件費の増によるものでございます。共済費も同じものでございます。その中で、委託費としてシステム・ソフト等保守管理委託料ということで、これにつきましては、国保資格システム改修、オンライン資格で市町村ごとの資格につきまして、県が集結して新たな被保険者ということで外国人等の管理等の資格制度につきましても連携して改修するものでございます。

保険給付費、一般被保険者療養諸費、一般被保険者療養給付費2,527万9,000円の増になっております。これにつきましては、一般被保険者給付金がふえるというところでございます。

同じく保険給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額療養費257万8,000円の増額になります。これに伴いまして、同じように一般被保険者高額療養費の増加を見込んだものでございます。

続いて、42ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金40万7,000円でございます。これにつきましては、その

次のページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、施設管理費、一般管理費40万7,000円の増額でございます。期末手当、共済費等につきましては増額、減額ございますが、旅費につきましては、赴任旅費といたしまして来年の4月から京都から新たにお医者さんが来るということで、赴任旅費39万1,000円でございます。

その下のシステム使用料として1万7,000円の増額でございます。これにつきましては、今現在、保険請求システムを無料で使っていたところですが、システム使用料が必要になったということでの増額でございます。

また、その下の負担金補助及び交付金7万7,000円でございます。これは医師会の負担金ということで、今までですと83歳以上のお医者さんにつきましては医師の負担金がなかったということでございましたが、県の医師会より平成31年、ことしの4月から会費区分の変更になりまして7万7,000円をお願いするものでございます。

47ページをお開きください。

議案第103号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加いたしまして、総額を5,171万5,000円とするものでございます。

これにつきましては、人件費の手当、共済費等の増減に伴うものでございますので、内容については省略させていただきます。

続いて、57ページをお開きください。

議案第104号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出それぞれ1,740万4,000円を追加いたしまして、総額を5億7,727万円とするものでございます。

62ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫負担金、国庫負担金、介護給付費負担金でございます。これにつきましても、377万8,000円ということで介護保険給付費が増額になるためにということで、ルール分で2分の1を国のほうから歳入を見込むものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、調整交付金207万8,000円、これにつきましては現年度分の調整

交付金207万8,000円の増額でございます。

地域支援事業交付金6万円でございます。これにつきましては、現年度分の地域支援事業費を見込んだものでございます。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金581万9,000円の増でございます。これにつきましては、介護保険の第2号被保険者の納付金が増加するのを見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、介護給付費負担金297万6,000円の増でございます。これにつきましても、介護給付費の負担金の増額を見込んだものでございます。

県支出金、県補助金、地域支援事業交付金につきましては3万円、これも同じように補助金を見込んでいます。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金でございます。259万8,000円につきましては、介護給付費繰入金を見込んでおります。その他一般会計繰入金として3万4,000円を介護事業費の繰入金と見ております。地域支援事業費繰入金につきましても3万1,000円、現年分を見込んでおります。

次のページでございます。

繰入金、一般会計繰入金、これにつきましては合計でございます。補正前が8,047万円、補正で266万3,000円としまして合計8,313万3,000円とするものでございます。

続いて、次の65ページ、歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費3万4,000円の増でございます。これにつきましては、職員手当等、共済費でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、施設介護サービス給付費756万7,000円の増額になります。これに伴いましては、施設介護サービスの増額が見込まれるということでございます。

続いて、地域密着型介護サービス給付費1,156万4,000円の増額になります。これにつきましても、地域密着型介護サービス給付費が増加するということを見込んでの支出であります。

保険給付費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費81万7,000円の増額になります。これにつきましても、高額医療合算介護サービス費の増加が見込まれるということでございます。

続いて、次のページ、保険給付費、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費68万8,000円でございます。これにつきましても、介護予防サービスの給付費の増加になるも

のでございます。見込みでございます。

介護予防福祉用具購入費につきましても1万7,000円、介護予防福祉用具購入費の増を見込んでおります。

介護予防サービス計画給付費14万4,000円につきましても、同じように介護予防サービスの給付費が14万4,000円増加するのを見込んでおります。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、認知症総合支援事業費でございます。15万7,000円の増額になります。これにつきましては、平成30年度から認知症の初期集中支援チームということで研修を受けておりますが、今年度につきましては保健師1名、包括1名の2名分の東京に行く旅費でございます。その下の需用費でございますが、研修資料代として4万円ということでございますので2名分の需用費でございます。その下につきましては、駐車場使用料として2,000円とっているものでございます。

続いて、67ページをお願いしたいと思います。

予備費、予備費、予備費358万4,000円の減額となるものでございます。

続いて、71ページをお願いいたします。

議案第105号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」でございます。

歳入歳出それぞれ118万9,000円を追加いたしまして、総額を1億5,631万5,000円とするものでございます。

76ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金として118万9,000円を繰入金と見るものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で118万9,000円の増額になります。これに伴いましては、職員手当につきましては超勤の増額10万円、共済費につきましては負担金の増ということでございます。なお、需用費につきましては、修繕費が当初200万円あったところ、今現在184万円支出しております。今後、漏水等緊急修繕に対応するために必要だということで100万円を計上させていただいたものでございます。

続いて、81ページをお願いいたします。

議案第106号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」で

ございます。

歳入歳出それぞれ222万7,000円を減額いたしまして、総額を1億572万3,000円とするものでございます。

これにつきましては、今年度職員1名退職に伴うものでございますので、内容については省かせていただきます。

続いて、91ページでございます。

議案第107号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加しまして、総額を7,345万4,000円とするものでございます。

これにつきましても、人件費の補正ということでございますので、詳細につきましては省かせていただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第101号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第102号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第103号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第104号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第105号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第106号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第107号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開を11時20分といたします。(午前11時13分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時21分)

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

本日の議事日程に、議案第108号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第109号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」、議案第110号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、議案第111号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」、議案第112号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」、議案第113号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」、議案第114号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」、議案第115号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」が町長から提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第108号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第115号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の議事日程に追加日程第9、議員提出議案第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第1、議案第108号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第108号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の勧告に基づき、条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第108号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

これにつきましては、福島県の人事委員会の勧告に基づきまして条例の一部を改正するも

のでございます。

職員の給与に関する条例の一部を次のように定めるといふことで、第11条の2第2項でございませう。これにつきましては住居手当でございませう。中で、1万6,000円を1万7,000円に改めるものでございませうが、最高支給限度額を現行2万7,000円を2万8,000円に引き上げるものでございませう。

また、その下にございませう第20条の第1項でございませう。これにつきましては、宿日直手当でございませう。勤務1回につきまして5,200円を5,400円に改正するものでございませう。

その下の第21条第2項中でございませう。これにつきましては、期末手当でございませう。期末手当は6月と12月といふことで2回にわたります。6月の支給においては、今現在100分の122.5、12月につきましては100分の132.5といふものを、平準化しまして同じくするといふことで100分の127.5に改めるものでございませう。

また、同条第3項につきましてといふことで、再任用の職員につきましても、同じように100分の65、または100分の75を、平準化するといふことで100分の70に改めるものでございませう。

その下の第22条第2項中でございませう。今回勤勉手当につきましても、0.05月勧告によって上げるといふことでございませうので、100分の92.5を100分の95に改め、また、同じように再任用職員につきましても、100分の45を2.5月といふことで100分の47.5に改めるものでございませう。

その下でございませう。附則第17条、100分の0.8325といふものでございませう。これにつきましては、現在55歳以上の者で6級の職にある者につきましては、調整分について100分の0.855といふことに改めるものでございませう。

その下にあります別表第1を次のように改めるといふことで、今回の人事院勧告につきましては、初任給から30歳半ばまでの職員の底上げといふことで、4ページから6ページまでございませう表に基づきまして勧告をするものでございませう。また、これに伴いまして、号級1級2級の方については今この給料増に伴いまして0.09%引き上げるものでございませう。

附則といたしまして、施行規則第1条でございませう。この条例につきましては、公布の日から施行すると。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、定めの日からといふことで、第1項でございませう。第20条につきましては宿日直手当、また、職員の給与につきましては、ことしの4月1日に溯及しますといふ部分でございませう。

2項目に、第11条以下でございませうが、住居手当と期末・勤勉手当につきましては令和2

年4月1日から行いますということでございます。

その下の第2条に給与の内払となっております。これにつきましては、4月1日にさかのぼって給与を改定するとなっておりますので、既に支払っている給与分につきましては、次ページでございますが、改正された給与分の内払とするという考えでございます。

第3条でございます。令和元年度12月期に支給する勤勉手当の特例という部分でございます。これにつきましては、先ほど改正の中では100分の92.5を95にするというような話を申し上げましたが、勤勉手当につきましては6月にもう支給しております。6月、12月と2回に分けてやっておりますが、今回につきましては6月にもう支給しておりますので、12月分の期末手当のほうで調整したいということで上げさせてもらったところでございます。また、それに伴いまして、同じように再任用職員につきましても100分の45を50、55歳以上の6級の職にある者については0.8775とするものでございます。

また、その下の第4条といたしまして、町長への委任という部分でございます。これにつきましても、ここに書かれた条例以外につきましては町長が規則で定めるということになっているものでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第108号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

追加日程第2、議案第109号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」

追加日程第3、議案第110号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

追加日程第4、議案第111号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

追加日程第5、議案第112号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

追加日程第6、議案第113号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

追加日程第7、議案第114号「令和元年度柳津町農業集落排水特別補正予算」

追加日程第8、議案第115号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第115号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第109号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳出予算の補正であります。

次に、議案第110号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定並びに施設勘定において福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第111号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第112号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由

を説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第113号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第114号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第115号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第109号から議案第115号まで補足してご説明を申し上げます。

初めに、今回の一般会計から特別会計まで7会計ございます。その補正予算につきましては、福島県の人事委員会の勧告に基づくものでございます。若年層の給料の引き上げ、それに伴います期末・勤勉手当の額の調整、並びに、勤勉手当の支給額が0.05月引き上げたことに伴いまして勤勉手当等の改正がなされたものでございます。一般会計以外につきましても、歳入歳出予算補正となっておりますが、歳入につきましては全て一般会計からの繰入金または繰出金という形で歳入歳出の予算と組み替えております。

なお、今回の補正につきましては、一般会計の人事院プラス今3名職員おります退職手当等の組合負担金、また、共済組合の事務負担金等が当初予算より計上されていなかったとい

うことが今回判明しましたものですから、それに伴いましてあわせて補正をお願いさせていただきますという内容でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。

議案第109号「令和元年度柳津町一般会計補正予算（第8号）」でございます。

歳出予算の補正となります。

4ページをお開きください。

歳出でございます。

議会費、議会費、議会費におきましては、職員手当の増でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費755万円の増となります。これにつきましては主なものとして職員手当の、先ほど申しましたが退職手当組合負担金285万5,000円、その下にございます共済費の共済組合負担金268万8,000円、また、その下にございます期末手当等特別負担金123万2,000円のうち99万7,000円、追加費用として40万3,000円のうち22万9,000円、合わせて676万9,000円につきましては、職員3名分の組合等の負担金につきまして算入されていなかったということで今回初めて判明しましたので、補正をお願いしたいということでございます。

11ページをお願いしたいと思います。

同じように予備費のほうで、予備費、予備費、予備費の中で885万2,000円について減額するものでございます。

続いて、14ページをお開きください。

議案第110号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」でございます。

これにつきましては、事業勘定の総額に9万4,000円を追加しまして、総額を5億3,727万3,000円とするものでございます。また、施設勘定につきましても、2万3,000円を追加いたしまして8,610万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、一般会計でご説明したとおり、人事院勧告に基づく補正となっておりますので、詳細につきましては省かせていただきます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

議案第111号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加しまして、総額を5,174万9,000円とするものでござ

います。

内容につきましては、同じように一般会計の歳入で今回の人事院勧告に基づく補正をするものでございます。内容等につきましては省かせていただきます。

続きまして、40ページをお開きください。

議案第112号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加しまして、総額を5億7,729万9,000円とするものでございます。これも今までの特別会計と同様の説明でございますので、内容につきましては省かせていただきます。

続きまして、49ページをお開きください。

議案第113号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）」でございます。

総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加しまして、総額を1億5,634万5,000円とするものでございます。これにつきましても同様でございます。内容につきましては省かせていただきます。

続きまして、58ページをお開きください。

議案第114号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出それぞれ29万9,000円を減額しまして、総額を1億542万4,000円とするものでございます。なお、これにつきましても同様でございますので、よろしく申し上げます。

続いて、67ページをお開きください。

議案第115号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加いたしまして、総額を7,347万7,000円とするものでございます。これにつきましても同様の内容でございますので、説明は省かせていただきます。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第109号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第110号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第111号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第112号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第113号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第114号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第115号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第9、議員提出議案第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」は、内容を具備しており、総務文教常任委員会における審査の結果、採択されておりますので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、令和元年第4回柳津町議会定例会並びに第3回赤べこ議会を閉会といたします。

長時間に及ぶご審議、まことにお疲れさまでございました。(午前11時49分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 松村 亮

同 議員 新井田 順一

同 議員 岩淵 清幸